

国SECでも、今年（2022年）の3月に、気候関連情報開示を求める規則改定案を公表した。2021年5月にIFRSは「経営者による説明」の改訂案を全面提示した。サステナビリティ報告は財務報告との接合に向けてどう進行していくのかはこれからの課題になると考えられる。

今後の展望に向けた論点について。2021年10月、生物多様性をテーマとして、CBD-COP15が開催された。そこでは、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）によって、民間企業や金融機関が、自然資本および生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、情報開示するための枠組みを構築するプロジェクトの進展について報告され、2022年3月、TNFDもTCFD提言の4つの柱をベースに、開示指針の草案を公表した。監査保証を巡る論点については、5つに分けられる。（1）「監査・保証の必要性について」。監査は、基本的に財務諸表の内容を保証している。非財務情報開示は、財務数値の補足・補完と捉えるのか、財務諸表情報とは独立した情報価値を重視するのかによっても、監査・保証の立証命題は影響を受ける。（2）「監査・保証の可能性について」。そもそも非財務情報の情報特性として、情報の分散、主題情報の範囲は情報作成者の任意、記載すべき情報内容は様々に変化、がある。そのため保証業務実施者が準拠すべき規準が整備され、完全性ないし網羅性などを含めて十分かつ適切な証拠が集積し得るか否かが鍵となる。（3）「保証水準について」。サステナビリティ情報に関しISAE3000では合理的保証業務も成立し得るとしているが、その作成基準において情報が網羅的に規定されていなければ、保証業務実施者としては、経営者と同等以上に企業を取り巻く経営環境を理解しステークホルダーの全てのニーズ等を網羅的に把握して、主題情報の完全性について十分かつ適切な証拠を得ることは困難だと考えられる。（4）「誰が保証するのか」。財務諸表監査人が保証することになれば、そのサステナビリティ領域に関する専門性も疑問になってくる。（5）「保証対象内容について」。統合報告書に含まれる非財務情報を直接的に保証するスキームを構想する場合には、①データレベルの信頼性、②非財務情報作成プロセスの信頼性、③非財務情報の内容自体の信頼性、を明確に区別した理解が必要となる。他には、サステナブルファイナンスを巡る動向（①グリーンファイナンス、②トランジションファイナンス、③アダプテーションファイナンス）及び銀行規制に取り込む動きの要点もまとめた。

ESG評価を巡る現状と課題について。サステナビリティ開示における重要性（マテリアリティ）については、企業財務における重要性（シングルマテリアリティ）、環境及び社会における重要性（企業財務状態などに加えて、ダブルマテリアリティ）、という考え方があ。民間基準設定5団体は、サステナビリティに関する項目のマテリアリティは時の経過とともに変動し得るもの（ダイナミック・マテリアリティ）であり、マテリアリティに応じて報告体系も異なることを主張した。また、ESG評価においては調査・格付け機関の重要性が高まっている。しかしながら、現状のESGインデックスは、ESG情報の多様性を背景に評価データ・手法等の相違から、同一対象に対しても機関によって評価のばらつきが大きいことが実証的に示されている。このため、企業内での管理情報などの公開の促進とともに、これを受けた評価機関によるデータベースの蓄積・拡充、ESGインデックスの精度向上に向けた

評価手法の改善などが課題となっている。ESG評価の分野に限らず、AIの機械学習技術は様々なシステムに埋め込まれ、実社会での応用・実用化が急速に広がっている。

しかし、それらの技術を組み込んだシステムの安全性・信頼性や品質保証に関する研究開発については、まだ取り組みが十分ではない。ESGウォッシング問題が盛り上がっている現在、多くの学者たちがAIを活用して、企業宣言だけで行動が伴わないESGウォッシングを判別できることになっている。

最後に、生物多様性の評価を巡る課題である。企業(ミクロ)社会会計は、前世紀後半から今世紀初頭にかけては、環境効率指標等の実践的な指標が世界的に取り入れられるとともに、従来の包括的・定量的な社会関連報告から記述的な開示内容を含む環境・持続可能性報告書等に移行してきた。他方で、マクロ社会会計では、前世紀後半からゼロ・エミッションなどの考え方が世界的に取り入れられ、日本でも、製品ライフサイクル全体の環境影響評価(LIME)が行われた。包括的富報告書または、包括的富指標は、「富の会計」のマクロ会計的枠組みとして世界的に進展してきた。SDGs/ESG時代を迎え、会計はどのように対応していくべきか、市場の外部性を如何に解決するか、はこれからの議論し続ける課題になるのであろう。

☆企業事例：「セブン&アイグループのTCFD開示の取り組みについて」

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
経営推進本部サステナビリティ推進部

<講演要旨>

セブン&アイグループは、コンビニエンスストア事業、スーパーストア事業、百貨店・専門店事業、および金融関連事業といった小売業を中心に総合流通グループとして事業を展開している。国内では、1日に約2220万人が店舗を訪れる。世界でも数多くの店舗を運営している。生活の場である豊かな地域社会があってこそ事業が成り立つことから、地域社会が持続可能であるために小売業ができることを推進していく「サステナブル経営」が必要であると考える。

2014年に特定した重点課題を、社会環境の変化に対応して2022年3月に改定した。様々な社会課題の中で、企業が優先的に解決に取り組むべき社会課題として、7つの重点課題(マテリアリティ)を特定した。世界の環境課題は山積みであり、日本政府も対応を急ぐため、これらの課題にしっかりと対応できない企業は生き残っていけないと経営層は危機感を認識している。グループは、2019年5月に環境宣言『GREEN CHALLENGE 2050』を発表し、2030年、2050年の定量的な環境目標を設定した。持続可能な社会となるために「脱炭素社会、循環経済社会、自然共生社会」の3つの社会実現を目指す。

2019年度に環境省支援事業を通じてTCFD情報開示を着手した。事業への影響に対する投資家の関心を見据えて、グループ営業利益の6割を超えるセブン-イレブン・ジャパンの分析を先に進めてきた。現在、シナリオ分析の結果はセブン&アイ経営レポートとサステナビリティウェブサイトが開示している。各項目の概要は下記の通り。

「戦略」は、脱炭素シナリオと温暖化進行シナリオを前提として、シナリオ分析を実施した。実施のプロセスでは、各部門単位で、気候関連リスクと機会、および対応策を議論した。分析の体制を組織することが、気候変動問題への対応力向上に繋がる。また、気候関連リスクと機会による財務的影響について、定性と定量の両方から評価した。「ガバナンス」について、気候変動問題をグループ全体の重要課題の一つとして考え、取締役会による監督とCSR統括委員会を中心とするガバナンス体制を構築している。2020年度より役員報酬において、CO2排出量の削減目標を非財務指標として、株式報酬の業績評価指標(KPI)に追加している。「リスク管理」について、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築。気候関連リスクについても、このリスク管理体制のもとで管理している。気候関連リスクの洗い出し、定量化、対応策を検討した。重大なリスクは年1回取締役会に報告している。「指標と目標」について、グループおよび各社の環境関連指標を環境レポート、ウェブサイトにおいて開示している。

以下の手順でシナリオ分析を進めてきた。

Step1：リスク・機会の洗い出し

Step2：シナリオの検討

Step3：事業インパクト評価

Step4：対応策の定義

Step5：文書化・情報開示

精度の高い定量分析・具体的な対応策の立案にむけて、昨年 of セブン-イレブン・ジャパンにおけるシナリオ分析では 11 部門が参加した。これらのプロセスを経ることで、気候変動のリスク・機会を把握し、各々の部門で十分に対応し、気候変動に対して企業がレジリエントであることを説明できると考える。

グループ全体は、店舗運営に伴う CO2 排出量を 2030 年までに 50% (2013 年度比) 削減し、2050 年に実質ゼロ達成の目標を立てている。他には、サプライチェーン全体の削減目標の策定、RE100 参画、SBT コミットメントにも取り組んでいる。CO2 排出量削減に向け、「省エネ、創エネ、再エネ調達」の 3 本柱を各事業会社でロードマップに落とし込み、店舗の電気使用量削減と長期安定した再エネ電力調達の推進を図っている。7 & i グループのみならずサプライチェーン全体で脱炭素化に繋がる取組みを推進することで、お客様・お取引先様・従業員とともに「脱炭素」「循環経済」「自然共生」による持続可能な社会の実現をこれからも目指していく。